

副本

令和5年(ネ)第2083号 損害賠償請求控訴事件

控訴人(一審原告) アンビカ・ブダ・シン

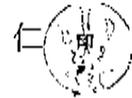
被控訴人(一審被告) 国ほか1名

準備書面(1)

令和6年10月18日

東京高等裁判所第9民事部A2係 御中

被控訴人国指定代理人 山 寄



加々美



被控訴人国は、本書面において、控訴理由書（その1）、2024年4月15日付け一審原告第1準備書面（以下「一審原告第1準備書面」という。）及び同年7月17日付け一審原告第5準備書面（以下「一審原告第5準備書面」という。）に対し、必要と認める範囲で反論する。

なお、略語等は、本書面において新たに定義するもののほかは、従前のおりとする。

第1 国賠法6条が憲法に違反する旨の一審原告の主張は理由がないこと

1 一審原告の主張の要旨

一審原告は、最高裁平成14年9月11日大法廷判決（民集56巻7号1439ページ。以下「郵便法違憲判決」という。）が、郵便法の規定の憲法17条適合性について、「公務員の不法行為による国又は公共団体の損害賠償責任を免除し、又は制限する法律の規定が同条に適合するものとして是認されるものであるかどうかは、当該行為の態様、これによって侵害される法的利益の種類及び侵害の程度、免責又は責任制限の範囲及び程度等に応じ、当該規定の目的の正当性並びにその目的達成の手段として免責又は責任制限を認めることの合理性及び必要性を総合的に考慮して判断すべきである。」と判示した基準に国賠法6条を当てはめた場合、「実現すべき公共的な目的が存在せず、目的自体の正当性が疑わしく、「手段としての有効性・合理性を見出すことはおそよ不可能」であるから、立法目的実現手段としての国賠法6条の合理性・必要性は否定されざるをえない」として、国賠法6条が違憲である旨主張する（一審原告第5準備書面26ないし28ページ）。

2 被控訴人国の反論

(1) しかし、原審の被控訴人国準備書面(6)第1の2ア（2ページ）で述べたとおり、憲法17条は、文言上「何人も」と規定しているものの、その場合であっても、必ずしも無条件に外国人にもその権利を保障したものと解さな

ければならない理由はなく、また、国家賠償制度は立法政策に委ねられており、国賠法6条の趣旨が、我が国の国民に保護を与えない国の国民に対し、我が国が積極的に保護を与える必要はないという衡平の観念に基づくものであることからすれば、同条が国家賠償請求について相互主義を採用していることは、憲法17条に反するものとはいえない（西埜章「国家賠償法コンメンタール」第3版1388及び1391ページ、鈴木潔＝水沼宏「その他の問題点」実務法律大系⑤413ページ、宇賀克也「国家補償法」358ページ、古崎慶長「国家賠償法」254ページ参照）。

この点は、近時の裁判例においても、「今日の国際社会において、基本的人権の国際的な保障が重要となっていることにかんがみれば、立法政策における当否の問題としては、外国人による国家賠償請求について、我が国の国民と平等の保障を及ぼすものとする 것도、十分検討に値するというべきであるが、このことから、国家賠償法が外国人による国家賠償請求について相互主義を採用したことが、直ちに不合理であるとまでは解することができないというべきである。したがって、外国人による国家賠償請求を相互の保証のある場合に限定した国家賠償法6条の規定が、憲法17条に違反するものということとはできない。」（東京地裁平成14年6月28日判決・判例時報1809号46ページ）、「国際協調主義の理念をもってしても、日本人が受けた被害についてその外国を相手に損害賠償請求ができない場合にまで、我が国がその外国人の被害に対して損害賠償責任を負わなければならないという理由はないということができ、それをもって違憲とはいえない」（東京高裁平成17年6月23日判決・判例時報1904号83ページ）とか、「国家賠償法6条が外国人による国家賠償請求を相互の保証のある場合に限定しているのは、我が国の国民が外国から受けた被害についてその外国に賠償請求をすることができないのに、我が国が進んでその外国に属する者に賠償責任を負う必要はないとい衡平の観念に基づくものである。そうすると、同条は、

外国人による国家賠償請求に関する特有の事情に基づくものであり、その趣旨及び内容には、合理性があるというべきである。」「国家賠償法6条は、外国人による国家賠償請求に関する特有の事情に基づくものであり、その趣旨及び内容には合理性が認められることからすると、同条は、憲法17条に違反するものではない」（東京地裁平成26年1月15日判決・判例時報2215号30ページ）と判示されているところである。

- (2) 他方、郵便法違憲判決は、郵便法68条及び73条の規定のうち、書留郵便物について、郵便の業務に従事する者の故意又は重大な過失によって損害が生じた場合に、不法行為に基づく国の損害賠償責任を免除し、又は制限している部分が憲法17条に違反するとともに、上記各規定のうち、特別送達郵便物について、郵便の業務に従事する者の故意又は過失によって損害が生じた場合に、国賠法に基づく国の損害賠償責任を免除し、又は制限している部分が憲法17条に違反するなど判示したものであるところ、郵便法違憲判決は、国家賠償請求権が外国人に及ぶ範囲が問題となる本件とは事案を異にするものであり、郵便法違憲判決の射程が本件に及ぶものではないことは当然であり、その趣旨も本件にはおよそ妥当しない。

すなわち、上記各規定は、郵便事業を運営する国が、郵便法68条1項各号に列記されている場合に生じた損害を、同条2項に規定する金額の範囲内で、差出人又はその承諾を得た受取人に対して賠償する場合以外は、一切損害賠償をしないことを規定したものと解されており、国が損害賠償責任を負うことを前提として、当該責任を免除し、又は制限する規定であったところ、郵便法違憲判決は、郵便法68条及び73条が憲法17条に適合するものとして是認されるものであるかどうかは、前記1のとおり判断基準に照らして判断すべきであるとした上、上記各規定の目的の正当性は認めつつも、その目的達成の手段として免責又は責任制限を認めることの合理性及び必要性が認められないとして、憲法17条に違反すると判断したものである。これ

に対し、国賠法6条は、規定の体裁からすれば、相互保証があることをもって外国人の損害賠償請求権の取得要件（権利根拠規定）としているものと考えられ、そもそも、相互保証の存在が認められない限り原告が国に対する損害賠償請求権を取得することができないのであり、国の損害賠償責任が認められることを前提としてその免責又は責任制限を認める規定ではないから、郵便法違憲判決が示した判断枠組みによってその合憲性を判断すべきとはいえない。

(3) この点をおき、仮に国賠法6条の合憲性について、郵便法違憲判決が示した判断枠組みによって憲法17条との適合性を判断するとしても、衡平の理念に基づく相互保証主義を趣旨とする同条の目的は、やむを得ない合理的なものであると理解されている上、損害賠償制度は立法政策に委ねられているものであるから、上記の目的達成の手段として、相手国における相互保証の存在を要件とすることについても、立法政策として内外平等主義ではなく相互保証主義を採用することが立法裁量を逸脱するものとして合理性及び必要性を欠くとはいえないというべきである。

(4) したがって、国賠法6条につき、憲法17条に違反しないとした原判決に誤りはなく、一審原告の主張は理由がない。

第2 国賠法6条を憲法17条に適合するように解釈するのであれば、相互保証の存在が否定されるのは、賠償請求者たる外国人の出身国において狭義の公権力の行使によって生じた損害について国・公共団体による賠償が明らかに認められない場合か、又は、日本人による当該国の国家賠償制度の利用が明らかに不可能である場合に限られるという一審原告の主張は理由がないこと

1 一審原告の主張の要旨

一審原告は、国賠法6条を憲法17条に適合するように解釈するのであれば、「国賠法6条は、被害外国人の出身国において公権力の行使により生じた損害

について国家賠償制度が存在するか否かを形式的に点検すること、および、当該国における日本人の損害賠償による救済可能性を点検することにより、当該国における日本人の権利救済を促す」点にのみ意義があるとして、「相互保証の存在が否定されるのは、賠償請求者たる外国人の出身国において狭義の公権力の行使によって生じた損害について国・公共団体による賠償が明らかに認められない場合か、または、日本人による当該国の国家賠償制度の利用が明らかに不可能である場合に限られる」などと主張する（一審原告第5準備書面24及び25ページ）。

2 被控訴人国の反論

しかし、国賠法6条が憲法17条に違反しないことは、前記第1で述べたとおりであるところ、原審の被控訴人国準備書面(4)第2の1(2)(3及び4ページ)で述べたとおり、「相互の保証」とは、外国人が被害者の場合、その外国人が国籍を有する外国でも、法律の明文上、又はこれに代わる条約、協定、あるいは解釈、判例によって、本法の国家賠償法と同一か、又はそれにより厳重でない要件の下に、日本人の被害者に対し、当該外国が賠償責任を負うことを意味する。国賠法6条の趣旨は「衡平の観念」に基づくものである一方で、国の賠償責任について外国が我が国と全く同一の要件を定めていることは期待し難いことからすると、「相互の保証がある」とは、結局のところ、国賠法が定める要件と実質的に同等の要件であることを要し、かつそれで足りるものと解されるのであり（以上につき、古崎慶長・国家賠償法255ページ、西埜章・国家賠償法523、524及び527ページ、外国裁判所の確定判決の効力に係る最高裁昭和58年6月7日第三小法廷判決・民集37巻5号611ページ）、一審原告の前記1の主張は独自の見解というほかない。

したがって、当該外国が、日本人の被害者に対し、我が国の国賠法が定める要件と実質的に同等の要件で賠償責任を負うことが認められない場合には、「相互の保証がある」とは認められないのであるから、一審原告の主張は理由がな

い。

第3 ネパールとの間に相互保障があるとは認められないこと

1 一審原告の主張の要旨

一審原告は、「ヤータナ賠償法の定額賠償の制度は賠償責任の出発点にあたる制度にすぎず、本件の賠償額の算定にあたって参照されるべきは、2007年ネパール暫定憲法107条(2)が定めている賠償額支払い命令の制度なのである。そして後者の賠償額支払い命令の制度には、上限は設けられていない」(一審原告第5準備書面35ページ)などとして、一審原告に相互保証が認められる根拠は、ヤータナ賠償法ではなくネパール暫定憲法107条2項であると主張するようである。

2 被控訴人国の反論

しかし、原審の被控訴人国準備書面(4)第2の3(5ないし7ページ)で述べたとおり、「ヤータナに対する賠償法2053」(甲14号証の1及び2)は、「ヤータナ」がネパール語で「拷問」を意味することからすれば(乙第3号証)、公務員の注意義務違反により、拘禁中の者に対し損害を与えたとされる場合にまで、当該規定が当然に適用されるかは明らかでないというほかない上、本件のような事案に関するネパール政府の賠償責任が日本人に対しても認められるかどうかについては、甲第14号証の1及び2をみても、全く明らかではない。

また、一審原告が挙げるネパール国暫定憲法107条2項(甲43の1及び2)及び事例をみても、本件のような事案に関するネパール政府の賠償責任が日本人に対しても認められるかどうかについては、全く明らかとなっていない。

そして、令和2年3月20日付け「調査訓令(国家賠償に関する外国立法例の調査：ネパール)」(乙第2号証の2)は、別件訴訟につき実施したネパールにおける相互保証の有無に関する調査に対する回答であるが、同国の法務・司法・議会担当省国際法・条約局長は、「ネパールには、我が国における国家賠

償法に相当する法令はなく、その他民法等の法令においても、ネパールの公務員の行為によって私人に損害が生じた場合に、国が賠償責任を負うことを認める規定はない。」、公務員の行為によって私人に生じた損害の賠償を求めたネパールの裁判例・先例「に該当する判例・先例（ネパールにおける内規や運用例による先例を含む。）はない。」と回答している。

したがって、ネパールとの間に相互保証があるとは認められない。

第4 仮に相互保障を認める余地があるとしても、国賠法6条の趣旨から、本件において損害賠償の範囲に限定を加えるべきとした原判決に誤りはないこと

1 一審原告の主張の要旨

一審原告は、「これまでの裁判例、及び学説は、相手国が定額賠償と認められる場合であっても、相互の保証を認めて国賠法を適用することが認められるか、という国賠法6条の要件充足性の問題として定額賠償の問題を検討しているのであって」、「同条を根拠に賠償額を制限するという効果を認めた裁判例は存在しない」とし、国賠法6条を合憲的に解釈したとしても、原判決が賠償額に限定を加えたことは同条の解釈適用を誤ったものである旨主張する（一審原告第1準備書面2ないし15ページ、一審原告第5準備書面32ないし39ページ、控訴理由書（その1）21ないし23ページ）。

2 被控訴人国の反論

しかし、前記第2の2のとおり、国賠法6条の立法趣旨は、我が国の国民に保護を与えない国の国民に我が国が積極的に保護を与える必要がないとの衡平の観念に基づくものであり、このような立法趣旨に鑑みると、相互保証は、賠償責任の程度についても妥当すると解するのが相当である。

学説においても、「外国法が損害賠償額の範囲を限定して、たとえば定額化しているような場合には、右の範囲でのみ外国人は救済されると解する」（前掲鈴木潔＝水沼宏415ページ）とされている。また、日本で一番多く報告さ

れているという大韓民国人の国家賠償事件については、「同国（引用者注：大韓民国のことを指す。）の国家賠償制度は、昭和四二年の改正法以来、その賠償額が定額化されている」、「そうすると、同国で被害を受けた日本人は、定額の範囲でしか救済を受け得ないわけであるから、日本の同国人に対し、日本の国又は公共団体は、同じ程度の定額賠償をすれば足りよう。」（古崎慶長「国家賠償の法理」ジュリスト500号記念・判例展望125ページ）とされているほか、国賠法6条の妥当性につき疑問を呈している見解においてさえ、「韓国法の定額賠償は、それがあまりにも低額である場合は別にして、原則として相互保証には影響しないものと解すべき」とされており（前掲西塾1414ページ）、相手国において、我が国における国家賠償請求に比してあまりにも低額の損害賠償しか認められていない場合には、相互保証の観点から、賠償の範囲が限定されることを前提としている。

この点、本件は、相手国の損害賠償法（ヤータナに対する賠償法2053）において、ごく低額の損害賠償額の上限が具体的に明記されている事案であり、我が国における国家賠償請求と同等の効果の救済を得ることができない場合であるから、国賠法6条の衡平の観点に基づく相互保証の趣旨からすれば、損害賠償の範囲に限定を加えることが合理的である。

一審原告は、当該外国において定額賠償制度における賠償額の定額を超えて日本人が賠償を受ける可能性があれば、上限を定めず損害賠償が認められるべきである旨主張するが（一審原告第5準備書面23ページ）、一審原告が指摘するネパールにおける賠償額（200万ルピー。控訴理由書（その1）23ページ）を前提としても、我が国における同等の事案に対する損害賠償額に比して著しく低額であることは明らかであるので、このような場合にまで、上限を定めずに賠償請求を認めることは国賠法6条の趣旨に反するというべきである。

なお、一審原告の「国賠法6条を適用して賠償額の上限を画するような判断

は過去の裁判例には見当たらないなどという主張（控訴理由書（その1）22ページ）については、原審の被控訴人国準備書面(4)第2の5（8ページ）で述べたとおり、「大韓民国国家賠償法は、定額賠償制度を導入しているので、わが国の国又は地方公共団体の国家賠償責任も、相互保証の規定がある限り、朝鮮人が被害者の場合、定額賠償で足りると解するのが相当である。」と判示された事案がある（京都地裁昭和48年7月12日判決・判例時報755号97ページ）。

したがって、本件において損害賠償の範囲に限定を加えるべきとした原判決に誤りはない。

第5 結語

以上のとおり、一審原告の主張はいずれも理由がなく、国賠法6条の趣旨から、本件において損害賠償の範囲に限定を加えるべきとした原判決に誤りはないから、本件控訴は速やかに棄却されるべきである。

以上